

# 平成 30 年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

### ◎議案事項

議案第 9 号 平成 30 年度三重県一般会計予算 (関係分) (県税収入予算について)	・・・ 1
議案第 34 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	・・・ 3
議案第 35 号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	・・・ 5
議案第 36 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	・・・ 7
議案第 37 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	・・・ 9
議案第 38 号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	・・・ 11
議案第 42 号 免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案	・・・ 13
議案第 45 号 三重県県税条例の一部を改正する条例案	・・・ 13
議案第 81 号 平成 29 年度三重県一般会計補正予算 (第 10 号) (関係分) (県税収入補正予算について)	・・・ 15

### ◎所管事項

1 平成 30 年度税制改正について	・・・ 17
2 超過課税の配分率の見直しについて	・・・ 19

平成 30 年 3 月 14 日  
総 務 部

◎議案事項  
議案第9号

平成30年度三重県一般会計予算（関係分）  
（県税収入予算について）

平成30年度県税収入については、2,472億9,200万円で、平成29年度県税収入当初予算に比べ21億700万円（前年度比0.9%の増）の増収になると見込んでいます。

主な要因は、法人二税（法人県民税、法人事業税）については、企業業績が好調で、平成29年度収入見込よりも増と見込まれるものの、平成29年度当初予算との比較においては、9億1,300万円（前年度比1.4%減）の減収となっている一方、地方消費税については、国内取引に係る譲渡割が消費の回復基調により増、輸入取引に係る貨物割が国際的な原油価格の上昇に伴い増加し、計12億8,300万円（前年度比2.6%増）の増収、自動車取得税については、エコカー減税対象範囲を平成29年度から二段階で見直したことによる課税対象車両の増加により、7億6,400万円（前年度比29.4%増）の増収を見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は、全国的な企業業績の好調を受け、2億2,500万円（前年度比0.8%増）の増収を見込んでいます。

（単位：百万円）

税目	29年度 当初予算額 (A)	30年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	主な増減理由 (30年度当初 / 29年度当初)
個人県民税	69,350	69,695	345	0.5	・(均等割・所得割)個人給与所得の増 ・(配当割)企業配当は高水準で、平成29年度収入見込よりも増と見込まれるものの、平成29年度当初予算との比較においては減 ・(株式等)株式市況の活況
法人県民税	9,041	8,946	△95	△1.1	企業業績は好調で、平成29年度収入見込よりも増と見込まれるものの、平成29年度当初予算との比較においては減
県民税利子割	646	1,039	393	60.8	リーマン・ショック前の高い金利での郵貯定期貯金の満期払い出しの影響による増
個人事業税	2,215	2,331	116	5.2	個人所得の増
法人事業税	56,132	55,314	△818	△1.5	企業業績は好調で、平成29年度収入見込よりも増と見込まれるものの、平成29年度当初予算との比較においては減
地方消費税	48,535	49,818	1,283	2.6	・譲渡割:消費の回復基調による増 ・貨物割:国際的な原油価格の上昇による増
不動産取得税	4,477	4,177	△300	△6.7	大規模家屋の課税が前年度に比べ減少するため減
県たばこ税	2,047	1,944	△103	△5.0	健康増進法(受動喫煙防止)、加熱式たばこへの切り替えによる課税本数の減
ゴルフ場利用税	1,780	1,680	△100	△5.6	課税対象者の減少と、利用料金(等級=税率)の低下による減
自動車取得税	2,598	3,362	764	29.4	エコカー減税対象範囲を見直したことによる課税対象車両の増(H29~2段階で見直し)
軽油引取税	20,818	21,304	486	2.3	宅配便取扱数量の増、本県ディーゼル車両の増
自動車税	27,112	27,223	111	0.4	課税対象車両の増
鉦区税	3	3	0	0.0	概ね前年並み
狩猟税	19	22	3	15.8	概ね前年並み
産業廃棄物税	412	434	22	5.3	県内最終処分場の残余容量の増による産業廃棄物の搬入量の増
県税計	245,185	247,292	2,107	0.9	
地方法人特別譲与税	28,547	28,772	225	0.8	全国の企業業績の好調
合計	273,732	276,064	2,332	0.9	
法人二税	65,173	64,260	△913	△1.4	
法人二税+地方 法人特別譲与税	93,720	93,032	△688	△0.7	



## 議案第 34 号

### 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合等の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

特別職に属する職員の期末手当について、給料月額及び給料月額に 100 分の 45（現行 100 分の 20）を乗じて得た額の合計額に年間支給割合 100 分の 330（現行 100 分の 410）を乗じて得た額に改めます。

改正の対象は、以下のとおりです。

- ①知事・副知事
- ②教育長
- ③常勤の人事委員会委員（現在、対象者なし）
- ④常勤の監査委員
- ⑤公営企業管理者

[参考]

期末手当の額＝(給料月額＋給料月額×加算割合)×支給割合

	現行	改正後
加算割合	20%	45%
支給割合	4. 10 月分	3. 30 月分

#### 3 実施期日

平成 30 年 4 月 1 日



## 議案第 35 号

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 給料の減額措置期間の改正

下表の減額措置を行う期間を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（現行平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に改めます。

区 分		給料の月額
知事		100 分の 20
副知事		100 分の 15
教育長 公営企業管理者 代表監査委員 危機管理統括監		100 分の 10
管理職員	部長級	100 分の 3.7
	次長級	100 分の 3.3
	課長級、公立学校の校長等	100 分の 2.8
	公立学校の教頭等	100 分の 2.3

##### (2) 一般職の期末・勤勉手当の減額措置に係る規定の整備

職員の給与に関する条例等の一部改正（期末・勤勉手当の支給月数の引き上げ）に伴い、一般職の期末・勤勉手当の減額措置に係る規定の整備を行います。

#### 3 実施期日

(1) 給料の減額措置期間の改正については、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 一般職の期末・勤勉手当の減額措置に係る規定の整備については、公布の日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用します。



## 議案第 36 号

# 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成 29 年 10 月 11 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うものです。

### 2 改正内容

#### (1) 期末・勤勉手当の支給割合の改正

① 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間の支給割合を次のとおり改めます。

ア 危機管理統括監 100 分の 190 (現行 100 分の 185)

イ 特定管理職員 (次長級以上) 100 分の 220 (現行 100 分の 210)

ウ ア及びイ以外の職員 100 分の 180 (現行 100 分の 170)

② 一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の期末手当について、年間支給割合を 100 分の 330 (現行 100 分の 325) に改めます。

#### (2) 初任給調整手当の改定

医師・歯科医師に支給される手当月額の上限を 368,400 円 (現行 368,000 円) に改めます。

### 3 実施期日

(1) 期末・勤勉手当の支給割合の改正については、公布の日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用します。

(2) 初任給調整手当の改定については、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。





議案第 37 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業に従事した場合等の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 東日本大震災に係る特殊勤務手当

福島第一原子力発電所の周辺の区域で東日本大震災に対処するための作業に従事する職員について、被ばくの危険性、それに伴う精神的労苦等の特殊性が認められるため、特殊勤務手当（危険作業手当の特例）を支給しています。

避難指示区域の見直しにより、警戒区域や計画的避難区域が避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域のいずれかに見直されたことを受けて、危険作業手当の業務区分等を改正するものです。

改正前（区域見直し前）				改正後（区域見直し後）			
第1号	福島第一原発敷地内	原子炉建屋内	40,000円	福島第一原発敷地内	原子炉建屋内	40,000円	
		免震重要棟内	3,300円		免震重要棟内	3,300円	
		その他敷地内 (故障設備等の確認を行った場合)	13,300円 (20,000円)		その他敷地内 (故障設備等の確認を行った場合)	13,300円 (20,000円)	
第2号	帰還困難区域	屋外/屋内	6,600円 /1,330円	帰還困難区域	屋外/屋内	6,600円 /1,330円	
第3号	居住制限区域	屋外/屋内	6,600円 /660円	居住制限区域	屋外/屋内	6,600円 /660円	
第4号	警戒区域	屋外/屋内	6,600円 /1,330円	区域解除のため削除			
第5号	計画的避難区域	屋外/屋内	5,000円 /1,000円	区域解除のため削除			

※ 避難指示解除準備区域における業務は、手当の支給対象外

## (2) 東日本大震災以外の特定大規模災害等に係る特殊勤務手当

国において、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当が新たに規定されたことを考慮して、新たに特定大規模災害に対処するための死体処理手当や原子力緊急事態宣言下における危険作業手当を規定します。

### ①危険作業手当

原子力緊急事態宣言下における特定原子力事業所内や原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域において行う作業に従事したときは、日額 40,000 円を超えない範囲内で支給します。

また、災害応急作業に従事した職員については、日額 600 円を上限として手当が支給されていますが、特定大規模災害に対処するため当該作業に引き続き 5 日以上従事したときは、引き続いた初日から 1 日につき、600 円を超えない範囲内の額を加算して支給します。

#### 【参考】現行の危険作業手当

気象警報等の発令中における水防活動又は災害応急作業 日額 400 円  
(呼出しを受け、当該作業に従事したとき 日額 600 円)

### ②警察特殊業務手当

遭難者の捜索救助、危険又は困難を伴う救援の業務等に従事した職員については、日額 1,680 円を上限として手当が支給されていますが、特定大規模災害に対処するため当該業務に引き続き 5 日以上従事したときは、引き続いた初日から 1 日につき、840 円を超えない範囲内の額を加算して支給します。

#### 【参考】現行の警察特殊業務手当

大規模な災害等による遭難者等の捜索救助その他の危険又は困難等を伴う救援等の業務 日額 840 円  
(人命救助の作業 日額 1,680 円)

### ③特定大規模災害に対処するための死体処理手当

特定大規模災害が発生した場合に、死体の取扱いに関する作業に従事したときは、日額 4,000 円を超えない範囲内で支給します。

## 3 実施期日

公布日から施行

## 議案第 38 号

### 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げ等を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 支給水準の引下げ

三重県職員退職手当支給条例本則に基づき計算した額に乗じる調整率を 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げます。

##### (2) 勤続期間の計算方法の見直し

在職期間が 20 年以上の場合において、その端数が 6 月以上のときは、1 年に切り上げていましたが、これを切り捨てることに改めます。

#### 3 実施期日

平成 30 年 4 月 1 日

なお、上記 2 (2) については、自己都合退職者や早期退職者等を除き、5 年間は従前のおりとする経過措置を設けます。



## 議案第 42 号

### 免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案

## 議案第 45 号

### 三重県県税条例の一部を改正する条例案

三重県の財政状況は歳入歳出の両面で深刻な状況にあることから、平成 29 年 6 月に策定された「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、あらゆる財源確保策について検討しています。

免税軽油使用者証と納税証明書の交付に係る県税関係の手数料について、受益者負担の公平性を確保する観点から見直し、全国状況も踏まえて、引き上げることとします。

#### 1 免税軽油使用者証の交付手数料の見直し

免税軽油使用者証の交付手数料を以下のとおり改定します。

なお、施行期日は事前の周知期間を考慮し、平成 30 年 10 月 1 日（同日以降の申請分から適用）とします。

	現行	改正案
新規・更新	100 円	400 円
再交付	80 円	
変更	50 円	

#### 2 納税証明書の交付手数料の見直し

県税の納税証明書の交付手数料を以下のとおり改定します。

なお、施行期日は事前の周知期間を考慮し、平成 30 年 10 月 1 日（同日以降の申請分から適用）とします。

	現行	改正案
納税証明書の交付	350 円	400 円



議案第 81 号

平成 29 年度三重県一般会計補正予算 (第 10 号)

(県税収入補正予算について)

平成 29 年度県税収入については、今回の補正予算において、14 億 1,200 万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,407 億 9,300 万円となっています。

主な要因は、県民税株式等譲渡所得割が、株式市況の活況により、21 億 900 万円の増収と見込まれる一方、県民税配当割が企業配当は高水準であり、それを見越して平成 29 年度当初予算を算定していたところ、非課税となる配当所得の影響もあり、地方財政計画と同様に減少し、4 億 6,200 万円の減収となっています。

なお、地方法人特別譲与税については、全国の企業業績は好調であるものの、平成 29 年度当初予算との比較においては、地方財政計画と同様に減少し、22 億 8,000 万円の減収となっています。

(単位：百万円)

税目	事項	現計(補正前)予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正前 比(%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
配当割		3,009	△462	2,547	84.6	143.4	企業配当は高水準であるものの、平成29年度当初予算との比較においては減
株式等譲渡所得割		402	2,109	2,511	624.6	240.6	株式市況の活況
法人県民税		8,269	130	8,399	101.6	106.3	3月決算法人の中間申告(11月)の好調
県民税利子割		1,108	△65	1,043	94.1	127.4	マイナス金利政策の影響
法人事業税		50,025	0	50,025	100.0	96.3	
地方消費税		48,535	△350	48,185	99.3	93.3	譲渡割につき、本県還付額(減額)が大
ゴルフ場利用税		1,780	△71	1,709	96.0	96.4	課税対象者の減少と、利用料金(等級=税率)の低下による減
自動車取得税		3,513	△12	3,501	99.7	136.2	無資格検査問題による自動車の買い控え
軽油引取税		21,259	133	21,392	100.6	101.5	宅配便取扱数量の増、本県ディーゼル車の増
その他の税		101,481	0	101,481	100.0	99.6	均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、鉱区税、狩猟税、産業廃棄物税
県税計		239,381	1,412	240,793	100.6	99.3	
地方法人特別譲与税		28,547	△2,280	26,267	92.0	103.6	全国の企業業績は好調であるものの、平成29年度当初予算との比較においては減
法人二税計		58,294	130	58,424	100.2	97.6	法人県民税、法人事業税





## ◎所管事項

### 1 平成 30 年度税制改正について

平成 30 年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

#### 1 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し【平成 30 年度から】

社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しを行います。

##### (1) 清算基準における人口割合の引上げ

清算基準	現 行	平成 30 年度から
小売年間販売額	75%	50%
サービス業対個人事業収入額		
人 口	17.5%	50%
従業者数	7.5%	—

##### (2) 清算基準の算定に用いる統計データの見直し

統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや、非課税取引に該当するものを除外します。

#### 2 個人所得課税の見直し【平成 33 年度分個人住民税から】

働き方の多様化を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替える等の対応を行います。

##### (1) 給与所得控除・公的年金等控除の引下げと基礎控除の引上げ

給与所得控除・公的年金等控除をそれぞれ 10 万円引き下げるとともに、基礎控除額を 33 万円から 43 万円に 10 万円引き上げます。

##### (2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引き下げるとともに、控除の上限額も 220 万円から 195 万円に引き下げます。ただし、子育てや介護を行っている方には負担増が生じないような措置を講じます。

##### (3) 公的年金等控除の見直し

公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合、控除に 195 万 5 千円の上限額を設けます。また、公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合に控除額を引き下げます。

##### (4) 基礎控除の見直し

合計所得金額が 2,400 万円超の納税義務者の基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設けます。

#### 3 県たばこ税の見直し【平成 30 年 10 月 1 日から】

##### (1) 県たばこ税の税率引上げ

県たばこ税の税率を 3 段階で引き上げます。

**【たばこ 1,000 本あたりの税率】**

現 行	改正案		
	H30. 10. 1 から	H32. 10. 1 から	H33. 10. 1 から
860 円	930 円	1,000 円	1,070 円

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこについて、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する課税方式に変更し、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行します。

**4 不動産取得税の特例措置の延長【平成 30 年度から】**

(1) 住宅及び土地に係る税率の特例措置の延長

住宅及び土地に係る税率を本則は 4 % のところ、3 % とする特例措置の適用期限を 3 年延長します。

(2) 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置の延長

宅地や宅地並みに評価された土地に係る課税標準を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を 3 年延長します。

**5 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長【平成 30 年度から】**

軽油引取税の課税免除の特例措置について、適用件数が少ないものや燃料の代替が可能なものを縮減・廃止し、その他については国民生活や対象事業者の影響等を勘案して、3 年延長します。

**6 県税条例の改正について**

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。

**<参 考>**

**森林環境税（仮称）等の創設（※国の制度）**

国において、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、以下のとおり、森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）が創設されます。

なお、これらの詳しい制度設計は、平成 30 年度中に法制化される予定です。

① 森林環境税（仮称）

納税義務者等	国内に住所を有する個人
税 率	1,000 円（年額）
賦 課 徴 収	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
課 税 時 期	平成 36 年度から

② 森林環境譲与税（仮称）

譲 与 総 額	森林環境税（仮称）の収入額に相当する額
譲 与 団 体	市町村及び都道府県
譲 与 時 期	平成 31 年度から

## 2 超過課税の配分率の見直しについて

### 1 制度の概要

地方税法では、法人の県民税について、地方団体が通常採用すべき税率として標準税率を定めていますが、財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、標準税率を超える税率により課税することができます（地方税法第1条第1項第5号、第51条第1項）。こうした課税の制度を「超過課税」といいます。

三重県においてもこれに基づき、法人県民税の法人税割について超過課税を行い、その税収を4基金（三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金）に充当し、その基金を通じて歳出事業を実施しています。

#### ○ 現行の超過課税の内容

法人県民税 法人税割の 税率	4.0%（県税条例附則第13条：0.8%が超過課税相当分） ※ 標準税率 3.2%（県税条例第31条、地方税法第51条）
対象法人	①資本金額（出資金額）が1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社 ※ 資本金の額などの一定の基準を満たす中小法人については、標準税率（3.2%）を適用（県税条例附則第14条）
適用期限	平成32年12月31日までの間に終了する事業年度

### 2 子ども基金の創設及び配分率の見直し

超過課税で得られた税収は、超過課税を充当する基金を設け、その基金を通じて歳出事業を実施する形で、用途を限定しています。

平成30年度当初予算から、三重県に暮らす子どもたちが未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、超過課税の税収を原資とする「三重県子ども基金」を創設するとともに、国体開催を見据えて、今後特に注力しなければならない施策を着実に実施していくために、超過課税の配分率を以下のとおり変更し、資源配分を最適化します。

超過課税を配分する基金	現行の配分率	見直し後の配分率	平成30年度当初予算の配分額
三重県福祉基金	35%	25%	306,386千円
三重県子ども基金【新設】	—	12%	147,065千円
三重県中小企業振興基金	34%	34%	416,685千円
三重県体育スポーツ振興基金	25%	27%	330,897千円
三重県環境保全基金	6%	2%	24,511千円



(参考)

(1) これまでの超過課税の使途と成果

基金名 (配分率)	主な成果 (過去5年間(平成24年度～平成28年度))		
	成果の概要	主な事業と基金からの繰入額	具体的な成果
三重県福祉基金 (35%)	社会福祉施設等の計画的整備や医師確保対策事業などに活用することにより、高齢者・障がい者等支援、次世代育成支援、医師確保対策など保健福祉の向上を図ることができました。	高齢者福祉施設整備費利子補給補助金 (H24～28:27,955千円)	施設整備に伴う借入金の償還利子額に対しその一部を補助した件数：195 法人 H24:56 法人 H25：58 法人 H26:10 法人 H27:7 法人 H28:6 法人
		障がい者の地域移行受け皿整備事業費(旧:障がい者居住支援事業費)(H24～28：57,564千円)	施設整備等に対し補助した施設数：43 か所
		福祉活動指導員設置費補助金 (H24～28:200,000千円)	福祉活動員の設置に対しその一部を補助した人数：35 人
		医師確保対策事業費(医師修学資金) (H24～28:166,510千円)	修学資金新規貸与決定者数 H24：11 人、H25：1 人、H26:0 人、H27：0 人、H28:0 人
三重県中小企業振興基金 (34%)	中小企業者の資金調達の円滑化や経営支援などに活用することにより、県内中小企業・小規模企業の振興を図ることができました。	中小企業金融対策事業費 (H24～28:535,620千円)	年平均融資残高 1,590 億円
		小規模事業支援費補助金 (H24～28:159,157千円)	経営指導件数 442,141 件(累計)
		中小企業支援センター等事業費補助金 (H24～28:394,349千円)	経営相談件数 1,721 件(累計)
		ものづくり技術高度化支援事業費 (H24～28:249,438千円)	技術開発補助金の交付 47 件(累計)
三重県体育スポーツ振興基金 (25%)	県内トップアスリートの育成・強化や、中学・高校運動部活動への支援、スポーツ大会の開催支援、スポーツ関係団体が行う事業への支援等に活用することにより、体育・スポーツの普及振興を図ることができました。	競技力向上対策事業費(旧:みえのスポーツ強化事業費) (H24～28:266,307千円)	全国大会における入賞数 H24:96 件 H25：102 件 H26:116 件 H27:117 件 H28:127 件
		運動部活動支援事業費 (H24～28:549,134千円)	中・高等学校の県総合体育大会等を開催するとともに、全国大会等の出場に対する旅費を支援
		地域スポーツ推進事業費(旧:スポーツ活性化支援事業費、スポーツを通じた地域の活性化支援事業費、広域スポーツセンター事業費) (H24～28:167,588千円)	競技力向上、県民の体力向上・健康増進のため、優秀な成績の選手等を表彰するとともに、スポーツ大会の開催やスポーツ関係団体が行う事業、総合型地域スポーツクラブを支援することで地域スポーツの推進を図った。
三重県環境保全基金 (6%)	「ごみゼロ社会」実現に向けた取組や災害廃棄物処理体制の整備などに活用することにより、3Rや廃棄物の適正な処理の推進を図ることができました。	「ごみゼロ社会」実現推進事業費 (H24～28:27,946千円)	ごみゼロ社会の実現に向けて啓発・情報発信等を実施。
		災害廃棄物適正処理促進事業費 (H24～28:52,317千円)	県・市町等職員の災害廃棄物処理対応力の向上を図るための研修や図上演習等を実施
		認定リサイクル製品普及等事業費 (H24～28:6,341千円)	リサイクル製品の認定制度の運営(平成28年度末 73 製品)

(2) 今後の活用の見込み

今後も次に掲げる事業分野で活用することを予定しており、最大限の成果が得られるよう財源を有効に活用していきます。

基金名	今後の3年間の活用の見込み (H30~H32)
三重県福祉基金	高齢者・障がい者等支援 医療確保・医療体制整備
三重県子ども基金	貧困対策、社会的養護、虐待対策 家庭教育応援、幼稚園・保育所等支援 男性の育児参画、不妊治療、母子保健、放課後対策
三重県中小企業振興基金	中小企業・小規模企業の金融支援 中小企業・小規模企業団体支援 中小企業・小規模企業の販路開拓・商品製品づくり支援 中小企業・小規模企業の経営支援 中小企業・小規模企業の研究開発支援
三重県体育スポーツ振興基金	中高運動部活動支援 国民体育大会派遣 競技力向上対策 地域スポーツ推進
三重県環境保全基金	廃棄物適正処理推進 災害廃棄物適正処理促進 地域循環高度化促進 環境マネジメントシステム普及啓発 認定リサイクル製品普及等